

秋田県建築物エネルギー消費性能適合性判定等事務取扱要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）第12条第1項及び法第13条第2項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下「判定」という。）等に係る事務の取り扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(軽微変更該当証明書交付申請)

第2 判定を受けた計画に係る変更が、法第12条第2項及び法第13条第3項に規定する軽微な変更に該当するものとして、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「省令」という。）第11条に規定する省令第3条（省令第7条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）の軽微な変更に該当していることを証する書面の交付申請をしようとする者は、軽微変更該当証明書交付申請書（様式第1号）に省令第1条第1項に規定する図書を添えたもの及び当該計画の変更に係る直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定に要した書類（変更に係る部分に限る。）を知事に提出しなければならない。ただし、当該直前の法第12条第3項又は法第13条第4項の規定による通知書の交付を秋田県知事から受けた場合にあっては、軽微な変更該当証明書交付申請書に、省令第1条第1項に規定する図書（変更に係る部分に限る。）を添えたものを知事に提出しなければならない。

2 知事は前項の規定による申請の内容が省令第3条に規定する軽微な変更に該当していると認めるときは、軽微変更該当証明書（様式第2号）を交付しなければならない。

(判定申請の取下げの届出)

第3 判定の申請をした者が、申請に係る判定を受ける前に当該申請を取り下げようとするときは、判定申請取下届出書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

(特定建築物に係る基準適合命令)

第4 知事は、法第14条第1項の規定により建築主に対し基準適合を命ずるときは、特定建築物に係る基準適合命令書（様式第4号）により行うものとする。

(建築物に係る指示等)

第5 知事は、法第16条第1項又は第19条第2項の規定により提出者等に指示をするときは、建築物に係る基準適合指示書（様式第5号）により行うものとする。

2 知事は、法第16条第2項又は法第19条第3項の規定により前項の指示を受けた者に基準適合を命ずるときは、建築物に係る基準適合命令書（様式第6号）により行うものとする。

(特定建築物に係る報告の徴収)

第6 知事は、法第17条第1項の規定により建築主等に対し報告を求めるときは、特定建築物に係る報告を求める通知書（様式第7号）により通知するものとする。

2 前項の規定により報告を求められた建築主等は、特定建築物等に係る状況報告書（様式第8号）により知事に報告するものとする。

(建築物に係る報告の徴収)

第7 知事は、法第21条第1項の規定により建築主等に対し報告を求めるときは、建築物に係る報告を求める通知書（様式第9号）により通知するものとする。

2 前項の規定により報告を求められた建築主等は、建築物に係る状況報告書（様式第10号）により知事に報告するものとする。

(認定の申請に係る添付図書)

第8 法第34条第1項（法第36条第1項の規定による認定の申請の場合を含む。以下、第10まで同じ。）の規定による認定の申請をしようとする者は、非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分に係る申請の場合にあっては一に掲げる図書を、一戸建て住宅、共同住宅等又は複合建築物の住宅部分に係る申請にあっては二又は三に掲げるいずれかの図書を添付しなければならない。

一 法第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）が法第35条第1項各号の基準に適合していることを証する書類

二 住宅の品質の確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）が、法第35条第1項各号の基準に適合していることを証する書類

三 住宅品質確保法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）に基づく断熱等性能等級5以上及び一次エネルギー消費量等級6以上に適合している場合に限る。ただし、法の施行の際現に存する建築物の住宅部分については、日本住宅性能表示基準に基づく一次エネルギー消費量等級5以上に適合しているものであること。）の写し

2 法第41条第1項の規定による認定の申請をしようとする者は、次に掲げるいずれかの図書を添付しなければならない。

一 前項第一号及び第二号に掲げる書類

二 法第12条第6項に規定する適合判定通知書の写し及び建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に規定する検査済証の写し

三 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第25条第2項の通知書の写し及び建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に規定する検査済証の写し

四 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項に基づく認定に係る都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）第43条第2項の通知書の写し及び建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に規定する検査済証の写し

五 住宅品質確保法第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準に基づく断熱等性能等級4以上及び一次エネルギー消費量等級4以上に適合している場合に限る。ただし、法の施行の際現に存する建築物の住宅部分については、改正後の日本住宅性能表示基準に基づく一次エネルギー消費量等級3以上に適合しているものであること。）の写し

3 その他知事が必要と認める書類

（認定申請に係る添付図書の省略）

第9 知事が認める場合において添付図書の省略をすることができる。

（認定申請の取下げの届出）

第10 法第34条第1項又は同法第41条第1項の規定による認定の申請をした者が、それぞれ申請に係る認定を受ける前に当該申請を取り下げようとするときは、認定申請取下届出書（様式第11号）を知事に提出しなければならない。

（認定しない旨の通知）

第11 知事は、法第34条第1項の規定に基づく申請が同法第35条第1項各号に掲げる基準に、又は法第41条第1項の規定に基づく申請が法第2条第3号に規定する基準に適合しないと認めたときは、認定しない旨の通知書（様式第12号）により通知するものとする。

2 前項の規定は、法第36条第2項の規定により準用する場合について準用する。

（認定に係る軽微な変更の届出）

第12 認定建築主は、法第36条第1項に規定する軽微な変更をしようとするときは、軽微な変更届出書（様式第13号）を知事に提出しなければならない。

（認定に係る計画の取りやめの届出）

第13 認定建築主は、法第35条第1項の規定による認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の建築を取りやめたときは、取りやめ届出書（様式第14号）に認定通知書を添えて知事に提出しなければならない。

（認定に係る建築の完了の報告）

第14 認定建築主は、建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築の工事が完了したときは、当該建築の工事が建築物エネルギー消費性能向上計画に従って工事されたことについて、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士が行った確認の内容を記載した書類を添えた完了報告書（様式第15号）を知事に提出しなければならない。

(認定に係る報告の徴収)

第15 知事は、法第37条又は法第43条の規定により、認定建築主又は法第41条第2項の認定を受けた者に対し報告を求めるときは、認定に係る報告を求める通知書(様式第16号)により通知するものとする。

2 前項の規定により報告を求められた者は、認定に係る状況報告書(様式第17号)により知事に報告するものとする。

(認定に係る改善命令)

第16 知事は、法第38条の規定により認定建築主に対し改善を命ずるときは、改善命令書(様式第18号)により行うものとする。

(認定の取消し)

第17 知事は、法第39条の規定により認定を取り消すときは認定取消通知書(様式第19-1号)により、法第42条の規定により認定を取り消すときは認定取消通知書(様式第19-2号)により通知するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第2において、登録建築物エネルギー消費性能判定機関に係る規定は、法の公布から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から適用することとし、登録建築物調査機関に係る規定は同日で適用しないこととする。ただし、平成29年3月31日までに、登録建築物調査機関により技術的審査を受け、交付された技術的適合証については、法第30条第1項各号に規定する基準の改正等がなされるまでは認めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成29年3月31日までに、法による改正前のエネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)第76条第1項に規定する登録建築物調査機関により技術的審査を受け、交付された技術的適合証(以下「旧適合証」という。)については、法第30条第1項各号に掲げる基準の改正等がなされるまでの間は、第8第1項の規定による認定の申請に係る添付図書とみなす。この場合において、非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分に係る申請をする場合にあっては第8第1項第一号に掲げる図書又は旧適合証を、一戸建て住宅、共同住宅等又は複合建築物の住宅部分に係る申請をする場合にあっては同項第2号若しくは第3号に掲げる図書又は旧適合証を添付するものとする。

附 則

この要綱は令和３年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は令和４年10月１日から施行する。